

随意契約理由書

1 工 事 名	鋼製高欄改良試験施工等実施工事-1
2 業 者 名	株式会社ケイアールティ
3 随意契約理由	本試験施工工事は、阪神高速道路における既設の鋼製高欄に対し、内部の腐食や点検不可視箇所が存在等の懸念を解消した新型鋼製高欄への取替による改良を実施するための試験施工を実施する工事である。 本試験施工工事では、技術開発・工事調達方式を適用しており、標準構造及び標準施工手順等の課題を整理すると共に、当該課題への対応や標準案の改善を目的に、予め鋼製高欄改良工事の課題等を踏まえた技術的所見や技術提案を求め、試験施工等により課題等の確認を実施した後、工事施工を行うこととしている。 本試験施工工事実施にあたり、株式会社ケイアールティとは鋼製高欄改良の試験施工検討・試験施工及び鋼製高欄改良工事について、「鋼製高欄改良工事等を含む技術開発・工事調達方式の契約に関する基本協定書－1」（以下、「基本協定書」とする。）を締結しており、今般、株式会社ケイアールティは基本協定書に基づく試験施工検討を実施し、試験施工内容を確定した。 したがって、基本協定書に基づき、当該協定書の工事Bに該当する本試験施工工事の実施について株式会社ケイアールティと随意契約するものである。
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	